

県下の国民健康保険加入者一人当たりの平均税額

	最も高い市町	県下市町平均	最も低い市町	那珂川町 (順位：27市町中)
医療給付費分	88,112円	68,678円	49,768円	49,799円 (26位)
後期高齢者支援分	25,075円	19,556円	10,234円	12,063円 (26位)
介護納付金分	28,241円	23,528円	11,769円	13,060円 (26位)

〔平成22年度市町村別国民健康保険税の1人当たり調定額順位〕より

国民健康保険税額の計算

国保税は世帯単位で計算されます。国保加入者の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計額となります。

所得割額 前年の所得の合計額から33万円を控除したものを課税対象額として計算
 $\text{課税対象額} \times (\text{医療分税率} 6.2\% + \text{支援分税率} 1.3\% + \text{介護分税率} 1\%) = \text{①}$

資産割額 当該年度の土地・家屋にかかる固定資産額を課税対象額として計算
 $\text{課税対象額} \times (\text{医療分税率} 32\% + \text{支援分税率} 8\% + \text{介護分税率} 5\%) = \text{②}$

均等割額
 $\text{加入者数} \times (\text{医療分税額} 16,000\text{円} + \text{支援分税額} 5,000\text{円} + \text{介護分税額} 5,000\text{円}) = \text{③}$

平等割額
 $1\text{世帯} \times (\text{医療分税額} 19,000\text{円} + \text{支援分税額} 5,000\text{円} + \text{介護分税額} 4,000\text{円}) = \text{④}$
 ①+②+③+④=国民健康保険税額となります。なお、介護分は40歳以上65歳未満の加入者が対象になります。

現在の税率

区分	基礎課税額 (医療分)	後期高齢者支援金等課税額 (支援分)	介護納付金課税額 (介護分)
所得割	5.4%	1.3%	0.8%
資産割	32%	8%	5%
均等割	11,000円	2,500円	5,000円
平等割	14,300円	3,700円	2,500円
限度額	470,000円	120,000円	100,000円

平成23年度からの税率

区分	基礎課税額 (医療分)	後期高齢者支援金等課税額 (支援分)	介護納付金課税額 (介護分)
所得割	6.2%	1.3%	1.0%
資産割	32%	8%	5%
均等割	16,000円	5,000円	5,000円
平等割	19,000円	5,000円	4,000円
限度額	500,000円	130,000円	100,000円

が改正部分です。

平成17年10月1日の合併時に旧町間の国民健康保険税の税率を統一後、平成20年度の税制改正により、後期高齢者医療支援分が新設されたことに伴う税率改正を行い、現在の税率となっています。これらの改正では引上げ幅を抑えていたため、県下でも特に低い税率となっています。

その間、国民健康保険財政調整基金は底をつき、一般会計からの赤字補てんは増加の一途をたどっています。国民健康保険は、本来独立採算で運営するものです。一般会計から国保会計に赤字補てんするということは、国保以外の社会保険などの加入者の皆さんにも、不足する国保の保険料を二重に負担していただく

こととなります。税の公平性からも、税率の改正が必要なのです。
健全な運営のために
 このような課題の解決と、国民健康保険財政の健全な運営ができるよう、那珂川町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただきました。その内容を基に平成23年度から国保税の税率を改正することとしました。
 健全な国保財政の運営を図るため、皆さんのご理解・ご協力をよろしく願います。

世帯全体の前年中の所得が一定の基準額以下の場合、国保税の均等割額と平等割額が軽減されます。ただし、国保加入者全員が所得の申告をされている、もしくは扶養等になっている世帯が対象となります。軽減を受けるために申請などの手続きは必要なく、自動的に軽減された額で課税されます。
 平成22年度までは6割・4

割軽減でしたが、平成23年度から7割・5割・2割軽減に拡大・拡充されます。
 那珂川町の国保財政の現状をご理解いただき、医療の適正受診と税の期限内納付をお願いいたします。
 問い合わせ
 税務課 課税係
 ☎0287-92-1120
 住民生活課 保険年金係
 ☎0287-92-1112

県下で特に低い税額

国民健康保険税の税率を改正します

一般会計から赤字補てん

健全な運営のために

4月から JRバス常野線の運行廃止に伴い 代替バス「馬頭烏山線」の運行を開始します

現在、健武藤沢からJR烏山駅までをJRバス関東(株)で運行している路線バス「常野線」が、3月末日をもって廃止となります。

この路線は、学生の通学での利用や、那須南病院への通院の足として大切な路線であることから、町としては、代替え運行を行うこととして検討を進めてきました。

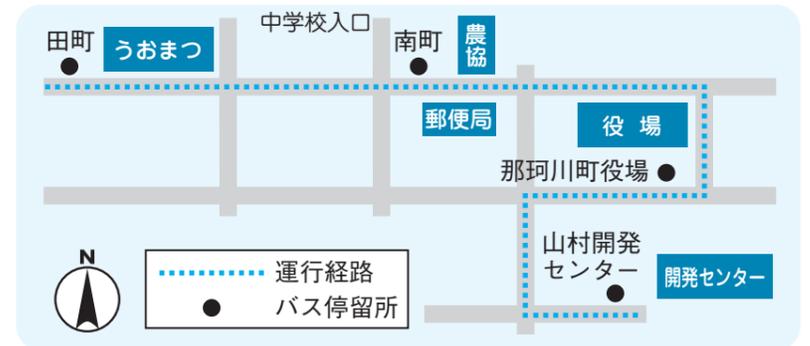
那珂川町コミュニティバス「馬頭烏山線」として運行がはじまります

【運行事業者】

やしお観光バス株式会社が運行を行うことになりました。

【運行経路】

現在とほぼ同じ経路で運行しますが、発着場所及び馬頭市街地の運行経路が右図のようになります。



発着場所 (現) 馬頭車庫 (藤沢)
 ↓
 (新) 山村開発センター

【運行時刻】

現在とほぼ同じ時刻で運行しますが、日中の運行時刻が一部変わります。また、JR烏山駅出発便が1便増えます。

なお、運行本数は平日8往復、土日祝日3.5往復となります。(運行時刻の詳細は追ってお知らせします)

【運賃】

初乗り150円から上限を500円とします。(現在は150円から740円)

3月で「町営バス及び「にこにこバス」が廃止されます

長い間、馬頭地区を運行してきた「町営バス」及び小川地区を運行してきた「にこにこバス」は、既にご案内したとおり3月末日をもって廃止となります。

デマンドタクシー「なかちゃん号」をご利用ください

路線バスに代わる町内での公共交通は、昨年10月から運行が始まったデマンドタクシー「なかちゃん号」となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、「なかちゃん号」は路線バスと同じ乗り合い交通です。乗降場所は、自宅及び町内の病院、公共施設などに限定されています。ルールを守り利用してください。

回数券の払い戻しはお早めに！

現在お持ちのバス回数券は4月以降使用できません。ご利用にならない回数券がありましたら、3月25日頃までに払い戻しの手続きをしてください。(払い戻しには手数料がかかります。)

なお、町営バスの回数券払い戻しは、役場総務課消防交通係(☎92-1111)までお問い合わせください。また、にこにこバスは車内での払い戻しになりますので、運転手までお問い合わせください。